

横浜市のよりよい小規模保育～子ども・子育て支援施策に向けての提案書

1. 新型コロナウイルス感染症への対策に関する提案

1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を見据えた PCR 等検査体制の充実

3密が避けられない保育現場で、スタッフは感染リスクの不安を抱えながら保育にあたっています。リスクの軽減を図るために、事業者が必要と判断した場合、速やかに検査(PCR 検査・抗体 検査など)を受けられる仕組みを検討して下さい。

2) 保育所の継続利用のための対策

コロナ禍における市内事業所への調査には、保護者の就労状況の変化や経済的な不安、保育所の継続利用への不安など様々な相談が寄せられました。また、コロナ禍にあつて、認可保育所に比べて、小規模保育施設で退園者の割合が高い傾向も確認されました。保育所の利用区分や負担区分からも、小規模保育施設を利用する世帯がより社会情勢の影響を受けやすい状況にあることが 推察されます。既に、育児休業からの復職期限の延長などの対策を講じていただいておりますが、今後も柔軟な運用を検討して下さい。同様に、求職認定期間の延長についても検討して下さい。

3) 安全な保育の提供のための対策

新型コロナウイルス感染症の対応として、緊急事態宣言期間中には、保育士が一時的に不足し人員 配置基準が満たせない場合等に、施設長が保育に当たることも可能とされましたが、この配置基準の緩和は危機的状況を乗り切る一助となりました。本取り組みを検証するとともに、継続的な 配置基準の緩和を検討して下さい。

4) 保育所の安定した運営のための対策

調査によると、新型コロナウイルスへの感染の不安や、保護者の離職により、多くの園で退園 者が出ました。それらの園の中にはいまだに定員が埋まらず、運営に支障をきたしている園もあります。通常は 4～6 月のみ支給されている保育士等雇用対策費の継続支給など、保育士の雇用維持 のための対策を検討して下さい。

2. 小規模保育における子育て支援員の活用の推進

子育て支援員は、子ども・子育て新制度のもとで、保育人材を増やす目的で導入されました。小規模保育 B 型は、保育士の専門性に加えて、一定の条件のもとで地域の子育て経験者などのス キルを活かし子育て支援員が保育を行うことができる事業形態です。しかし、国基準 (2 分の 1 以上) に上乘せされた横浜市の保育士配置基準 (3 分の 2 以上) では、子育て支援員の活用が進み ません。また、2016 年 4 月に施行された「朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る 特例」により、認可保育所や小規模保育 A 型では、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士 2 名のうち 1 名は子育て支援員に代替可能となりました。しかし、小規模保育 B 型は 国基準では元々保育士の配置基準が 2 分の 1 以上のため、本特例の対象に B 型は含まれておりませ ん。横浜市の独自基準により、小規模保育 B 型だけが常に保育士 2 名を配置しなければならない 状況となっておりまして。慢性的な保育士不足の解決策が見出せない中、子育て支援員の活用を推進できるよう基準の見 直しが求められます。横浜市内の事業所でも国基準の選択ができるよう解決策を検討して下さい。

3.保育の連続性の保障

1) 横浜市においては、連携園確保に積極的に取り組まれています。連携施設締結が行われていても、連携園に進級できることが保障されるわけではありません。一義的には、横浜市の保育所整備計画において、保育の連続性が保証されるような定員構成の検討がなされるべきと考えます。さらに、「先行利用調整の仕組み」の導入や、特区制度を活用し小規模保育施設において3歳児以降の受け入れを可能とする取組など小規模保育からの再保活にならない対策を検討して下さい。

2) 育児休業中の保育の継続 保護者が育児休業中の場合、既に保育所等を利用している児童については、保育の継続性など児童福祉の観点から、同一の保育所等に限り利用継続を認められています。0~2歳が対象の小規模保育では、3歳以降、他園へ進級することとなり、連携施設優先入所枠へ進級した場合のみ、育児休業を事由として連携施設の利用を認めるとされています。しかし、連携施設締結ができない、あるいは、連携施設締結が行われていても、連携園に進級できることが保障されない現状にあっては、保護者のニーズに対応できない事例も生じています。小規模保育の特性を踏まえて、育児休業中も保育所を継続的に利用できる方策を検討し、安心して子ども産み、育てられる環境づくりを進めて下さい。

以上